

事務連絡  
平成27年5月19日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[ 別 記 ]

公益社団法人 日本医師会  
公益社団法人 日本歯科医師会  
公益社団法人 日本薬剤師会  
一般社団法人 日本病院会  
公益社団法人 全日本病院協会  
公益社団法人 日本精神科病院協会  
一般社団法人 日本医療法人協会  
公益社団法人 全国自治体病院協議会  
一般社団法人 日本私立医科大学協会  
一般社団法人 日本私立歯科大学協会  
一般社団法人 日本病院薬剤師会  
公益社団法人 日本看護協会  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
公益社団法人 国民健康保険中央会  
公益財団法人 日本医療保険事務協会  
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部  
独立行政法人 国立がん研究センター  
独立行政法人 国立循環器病研究センター  
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター  
独立行政法人 国立国際医療研究センター  
独立行政法人 国立成育医療研究センター  
独立行政法人 国立長寿医療研究センター  
独立行政法人 地域医療機能推進機構  
独立行政法人 労働者健康福祉機構  
健康保険組合連合会  
全国健康保険協会  
社会保険診療報酬支払基金  
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局医学教育課  
文部科学省初等中等教育局財務課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課  
総務省自治行政局公務員部福利課  
総務省自治財政局地域企業経営企画室  
警察庁長官官房給与厚生課  
防衛省人事教育局  
大臣官房地方課  
医政局医療経営支援課  
保険局保険課  
労働基準局補償課  
労働基準局労災管理課

保 医 発 0 5 1 9 第 1 号  
平 成 2 7 年 5 月 1 9 日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）が、平成27年厚生労働省告示第269号をもって改正されるとともに、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。）が、平成27年厚生労働省告示第270号をもって改正され、平成27年5月20日より適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりです。

また、薬価基準の改正に伴い、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日付け保医発0305 第3号。以下「留意事項通知」という。）を下記のとおり改正しますので、併せて貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

### 記

#### 1 薬価基準の一部改正について

(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬15品目、注射薬11品目及び外用薬2品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	9, 9 4 9	3, 9 6 2	2, 5 4 2	2 6	1 6, 4 7 9

2 掲示事項等告示の一部改正について

新医薬品(医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。以下同じ。)については、掲示事項等告示第10第2号(1)ハに規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日分を限度とする。)が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たに当該制限の例外とされる新医薬品は、次のとおりであること。

- ・ソバルディ錠400mg(ただし、1回の投薬量が28日分以内である場合に限る。)
- ・ノピコールカプセル2.5 $\mu$ g
- ・エクリラ400 $\mu$ gジェヌエア30吸入用(ただし、1回の投薬量が15日分以内である場合に限る。)

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

ソバルディ錠400mg

- ① 本剤の効能・効果は「セログループ2(ジェノタイプ2)のC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していないC型肝炎ウイルス感染者及び非代償性肝硬変患者には使用しないこと。
- ② 本剤の包装単位は28錠入りの瓶であることから、処方又は処方せんの交付の際には投薬量に十分留意すること。

4 関連通知の一部改正について

留意事項通知別添1第2章第8部第2節I013抗精神病特定薬剤治療指導管理料(2)に定める別紙36中「○ アリピプラゾール」を「○△アリピプラゾール」に改める。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成26年3月5日付け保医発0305第3号)

改正後	現 行
<p>別添1            医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料            第8部 精神科専門療法            第1節 精神科専門療法料</p> <p>I013 抗精神病特定薬剤治療指導管理料            (1) 「1」の抗精神病特定薬剤治療指導管理料の1.持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料は、精神科を標榜する保険医療機関において、精神科を担当する医師が、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の患者以外の統合失調症患者に対して、計画的な治療管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用に関する説明を含め、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与した日に算定する。            (2) 持続性抗精神病注射薬剤の種類については、別紙様式36を参考にすること。            (3)～(5) (略)</p> <p>別紙36</p> <p>抗不安薬 (略)            睡眠薬 (略)            抗うつ薬 (略)            抗精神病薬 (○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)            &lt;定型薬&gt; (略)            &lt;非定型薬&gt;            ○△リスペリドン            ○ クエチアピソフマル酸塩            ○ ペロスピロン塩酸塩水和物 (ペロスピロン塩酸塩)            ○ オランザピン  <u>○△アリピプラゾール</u>            ○ プロナンセリン            ○ クロザピン            ○ パリペリドン            ○△パリペリドンパルミチン酸エステル</p>	<p>別添1            医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第2章 特掲診療料            第8部 精神科専門療法            第2節 精神科専門療法料</p> <p>I013 抗精神病特定薬剤治療指導管理料            (1) 「1」の抗精神病特定薬剤治療指導管理料の1.持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料は、精神科を標榜する保険医療機関において、精神科を担当する医師が、持続性抗精神病注射薬剤を投与している入院中の患者以外の統合失調症患者に対して、計画的な治療管理を継続して行い、かつ、当該薬剤の効果及び副作用に関する説明を含め、療養上必要な指導を行った場合に、月1回に限り、当該薬剤を投与した日に算定する。            (2) 持続性抗精神病注射薬剤の種類については、別紙様式36を参考にすること。            (3)～(5) (略)</p> <p>別紙36</p> <p>抗不安薬 (略)            睡眠薬 (略)            抗うつ薬 (略)            抗精神病薬 (○印は非定型抗精神病薬、△は持続性抗精神病注射薬剤)            &lt;定型薬&gt; (略)            &lt;非定型薬&gt;            ○△リスペリドン            ○ クエチアピソフマル酸塩            ○ ペロスピロン塩酸塩水和物 (ペロスピロン塩酸塩)            ○ オランザピン  <u>○ アリピプラゾール</u>            ○ プロナンセリン            ○ クロザピン            ○ パリペリドン            ○△パリペリドンパルミチン酸エステル</p>

(参考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
1 内用薬	アシテアダニ舌下錠100単位 (IR)	なし(コナヒョウヒダニエキス原末及びヤケヒョウヒダニエキス原末を含有する舌下錠)	100 IR 1錠	67.10
2 内用薬	アシテアダニ舌下錠300単位 (IR)	なし(コナヒョウヒダニエキス原末及びヤケヒョウヒダニエキス原末を含有する舌下錠)	300 IR 1錠	201.20
3 内用薬	オプスミット錠10mg	マシテンタン	10mg 1錠	14,594.00
4 内用薬	サデルガカプセル100mg	エリグルスタット酒石酸塩	100mg 1カプセル	76,925.90
5 内用薬	ザファテック錠50mg	トレラグリプチンコハク酸塩	50mg 1錠	559.20
6 内用薬	ザファテック錠100mg	トレラグリプチンコハク酸塩	100mg 1錠	1,045.10
7 内用薬	ソバルディ錠400mg	ソホスブビル	400mg 1錠	61,799.30
8 内用薬	ノピコールカプセル2.5μg	ナルフラフィン塩酸塩	2.5μg 1カプセル	1,795.00
9 内用薬	ポマリストカプセル1mg	ポマリドミド	1mg 1カプセル	42,624.80
10 内用薬	ポマリストカプセル2mg	ポマリドミド	2mg 1カプセル	50,802.00
11 内用薬	ポマリストカプセル3mg	ポマリドミド	3mg 1カプセル	56,294.50
12 内用薬	ポマリストカプセル4mg	ポマリドミド	4mg 1カプセル	60,548.00
13 内用薬	レンビマカプセル4mg	レンバチニブメシル酸塩	4mg 1カプセル	3,956.40
14 内用薬	レンビマカプセル10mg	レンバチニブメシル酸塩	10mg 1カプセル	9,354.20
15 内用薬	ワントラム錠100mg	トラマドール塩酸塩	100mg 1錠	119.10
16 注射薬	エビリファイ持続性水懸筋注用300mg	アリピプラゾール水和物	300mg 1瓶(懸濁用液付)	38,212

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価(円)
17	注射薬 エビリファイ持続性水懸筋注用300mgシリンジ	アリピプラゾール水和物	300mg 1キット	38,271
18	注射薬 エビリファイ持続性水懸筋注用400mg	アリピプラゾール水和物	400mg 1瓶(懸濁用液付)	46,480
19	注射薬 エビリファイ持続性水懸筋注用400mgシリンジ	アリピプラゾール水和物	400mg 1キット	46,539
20	注射薬 オールドレブ点滴静注用150mg	コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム	150mg 1瓶	8,261
21	注射薬 ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ5mL	ガドブトロール	60.47% 5mL 1筒	5,114
22	注射薬 ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ7.5mL	ガドブトロール	60.47% 7.5mL 1筒	7,457
23	注射薬 ガドピスト静注1.0mol/Lシリンジ10mL	ガドブトロール	60.47% 10mL 1筒	9,745
24	注射薬 サイラムザ点滴静注液100mg	ラムシルマブ(遺伝子組換え)	100mg 10mL 1瓶	75,265
25	注射薬 サイラムザ点滴静注液500mg	ラムシルマブ(遺伝子組換え)	500mg 50mL 1瓶	355,450
26	注射薬 ノボサーティーン静注用2500	カトリデカコグ(遺伝子組換え)	2,500国際単位1瓶(溶解液付)	3,648,446
27	外用薬 エクリラ400 $\mu$ gジェヌエア30吸入用	アクリジニウム臭化物	30吸入 1キット	3,150.90
28	外用薬 デュアック配合ゲル	クリンダマイシンリン酸エステル水和物/過酸化ベンゾイル	1g	157.40